

一般廃棄物処分業許可証

許可番号 処第9号

住 所 飯塚市上三緒1番地47

氏 名 有限会社 日本ダストサービス
代表取締役 竹下 洋一 様

令和6年4月1日

飯塚市長 武井政一



令和6年2月28日付け申請の一般廃棄物処分業については、次のとおり許可する。

1 許可期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

2 処分（埋立処分を除く。）、埋立処分の区分

処分（中間処理）

3 一般廃棄物の種類

古紙

4 処分の方法

圧縮梱包・破碎

5 処理施設の設置場所及び処理能力

設置場所：飯塚市上三緒1番地52及び1番47 地内

処理能力：圧縮梱包 紙くず 90.4 t／日 (8時間) 破碎 1.9 t／日 (8時間)

6 処分（埋立処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法

製紙原料・代替燃料

7 許可の条件

別紙のとおり

許可の条件

1 段理を行う古紙の発生区域

- (1) 段理を行うことができる古紙は、飯塚市内で生じたものに限る。
- (2) 段理を行うことができる古紙の発生区域を市長が限定したときは、業者はその決定に従わなければならない。

2 段理施設

- (1) 段理施設が故障、事故及びその他止むを得ない事由により使用できない場合は、その事由を付して市長に申し出なければならない。
- (2) 提出した設備機材調書に記載されている施設以外で段理を行ってはならない。
- (3) 提出した設備機材調書に記載された施設を変更する必要がある場合は、事前に申し出て変更承認等必要な手続きをすること。
- (4) 搬入者に対する処理料金等の告知は、搬入物を積み下ろす前に明確に告知するものとし、積み下ろした後の「重量」や「料金」に関するトラブルが生じないよう努めること。

3 破碎段理後の段理

- (1) 破碎・圧縮梱包した後の古紙は、確実に再資源化（リサイクル）を行い、焼却・埋め立て・放置等は一切しないこと。

4 古紙の段理作業

- (1) 古紙の段理作業に際しては、特に服装及び言語等に十分留意し、搬入者の不信感及び不快感等を招かないようにしなければならない。また安全管理には十分留意すること。
- (2) 許可業者は毎月 15 日までに、前月分の段理状況についての作業報告書を市長に提出しなければならない。

5 関係法令の厳守

(1) 古紙の処理にあっては、常に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則及び飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例並びに関係法令を厳守するとともに、市長の指示に従わなければならない。

6 協議等

(1) 本許可に関する団体交渉的な協議は一切行わない。

(2) 協議は許可を受けた者とし、第三者（委任状も不可）とは一切行わない。

(3) 威嚇的発言者及び飲酒等の確認がされた者との協議は一切行わない。

7 許可の取り消し及び損害賠償等

(1) 上記に定める各条件に違反する行為を行った場合は、許可を取り消すことがある。

(2) 社会秩序に反する行為及び言動をした場合は、許可を取り消すことがある。

(3) 関係法令等の改正又は社会情勢の変化等により止むを得ない事情が発生した時は、許可を取り消すことがある。

(4) 飯塚市は、本許可の取り消し又は更新を認めないこと等による補償及び損害賠償等の一切の責任を負わない。